

令和３年６月２９日

川俣町教育委員会教育長 様

川俣町小学校再編準備協議会

会長 佐藤 武二

協議・検討結果の報告について

本協議会は、令和元年１１月２８日に設置され、貴教育委員会から示された事項について、令和３年４月３０日まで８回にわたり協議・検討を進めてまいりました。

このたび、協議・検討結果がまとまりましたので、別紙のとおり報告いたします。

川俣町小学校再編準備協議会 協議・検討結果報告書

令和 4 年 4 月の小学校再編に伴い、川俣町小学校再編準備協議会は川俣町教育委員会から示された協議・検討事項について、令和元年 11 月 28 日から令和 3 年 4 月 30 日までの 8 回にわたり会議を開催し、協議・検討を行いました。

その結果について以下のように取りまとめましたので報告いたします。

1. 学校名・校章・校歌について

(1) 学校名

町名及び中学校と同じ名称（表記）とし、「地域全体の大切な学びの場」として後世に引き継いでいくため、『川俣小学校』とする。

(2) 校 章

現在の川俣小学校の校章とする。



(3) 校 歌

川俣の教育「シルクプラン」に基づき、未来を創造する新たな学びの場が生まれることを象徴し、新たな歌詞に現在の各小学校の曲を使うことが可能なものの検討を含め、新たに制作する。

2. 施設改修について

校舎及びランチルームの改修並びにプールの改築については、次のとおりとする。

なお、工区分けをして授業を行う中での工事となるため、学習の支障にならないよう、学校と工事の進ちょく状況を共有するとともに、安全対策を図りながら工事を進める。また、トイレ工事の際は、児童に不便が生じないよう配慮する。

【主な改修等の内容】

(1) 校舎及びランチルームの改修（資料 1 参照）

① 教育環境向上に関するもの

- ・少人数教室の増設
- ・教室の可動間仕切の設置
- ・トイレの乾式化、大便器の洋式化
- ・窓ガラスの複層化、照明の LED 化、床改修

- ② 建物の耐久性向上に関するもの
 - ・ 屋根及び外壁塗装（防水）
 - ・ 外構（テラス・植込み・各門等）の塗装
- （２）25mプール及び補助プールの改築
 - ・ 既存プールと同程度の規模での改築

3. スクールバスの運行について

（１）乗車対象者

スクールバスの乗車対象者は、通学距離が概ね 2 kmを超える児童とし、徒歩通学との区分は、小字単位で区切るものとする。

また、2 km未満の小字でも、通学距離が 2 kmを超える場合はスクールバスの乗車対象とする。

（２）発着所

次の 2 か所とする。

- ① 街なか駐車場（字中丁地内）
- ② 町役場マイクロバス駐車場

（３）運行ルート

次の 10 ルートとする。

- ① 小島地区（下ノ町方面）※飯坂の一部を含む
- ② 小島地区（田代方面）
- ③ 福沢地区（板橋方面）
- ④ 福沢地区（阿弥陀茶屋方面）
- ⑤ 大綱木方面 ※川俣の一部を含む
- ⑥ 小綱木方面 ※川俣の一部を含む
- ⑦ 福田地区（十二社経由・国道 114 号）
- ⑧ 福田・小神地区（町道小神秋山線）
- ⑨ 福田・鶴沢地区（遠西・シルクピア前経由）
- ⑩ 飯坂地区（大木戸・萩平経由）

（４）乗降所

スクールバスの乗降所（停留所）は、自宅から概ね 1 km以内とし、児童の安全を第一に登校時の始発時刻、道路状況などを踏まえて、保護者（地域）、学校の意見を収集し決定する。

なお、スタート後に課題等が生じた場合は、柔軟に対応する。

4. 駐車場について

運動会や授業参観などの学校行事に伴う駐車場は、次のとおりとし、近距離の家庭には、徒歩による来校を働きかける。

なお、小学校再編後に課題等が生じた場合は、速やかに対応する。

- ① 自校グラウンド ② 町役場駐車場 ③ 中央公民館駐車場

※ 運動会などの学校行事で駐車場が必要な場合は、川俣中学校グラウンドの利用を図る。

5. 登下校について

(1) 登下校の見守り

登下校時の交通安全、防犯対策については、教育委員会や学校が中心となり、家庭、地域住民、警察等の関係機関と連携して、児童が安心して通えるよう取り組む。

【協力要請する関係機関】

警察署、交通安全協会、交通安全母の会、老人クラブ連合会（絹の里見守り隊）、地区育成会、PTA

(2) 通学方法

次のとおりとする。ただし、徒歩通学の児童の登校時は、複数人で登校するよう地域によって配慮する。

なお、課題等が生じた場合は、速やかに対応する。

① 徒歩通学の児童（通学距離が2km未満）

【登校時】原則として自由登校とする。

【下校時】下校時刻が同じ学年は、同じ方向ごとに複数人で下校するよう配慮する。

② スクールバス通学の児童（通学距離が概ね2km以上）

【登校時】発着所から学校まで、集団登校とする。

【下校時】学校から発着所まで、学年を基本とした集団下校とする。

(3) 通学路の整備

児童が安全・安心に通学できるよう、学校周辺の通学路の整備を図る。

6. 標準服・運動着について

標準服を指定するとともに、運動着を新たなデザインとするため、保護者、教職員による「標準服・運動着検討部会」を設置し、着用時期、デザイン等の検討を行った。（資料 2 参照）

その検討結果を受け、着用時期、デザイン等を次のとおりとする。

（１）標準服・運動着の着用時期

新デザインの着用時期は、令和 4 年度からとする。

ただし、令和 3 年度の 1～5 年生は、着用中の運動着も引き続き着用可とし、買い替えるときから新デザインを着用するものとする。

（２）標準服・運動着のデザイン、素材

【標準服】 自宅で洗濯できる素材

上着	男女兼用 ダブル イートン 色：紺 ポリエステル 100%
スラックス スカート	色：グレー系（チェック柄） ウール 70%・ポリエステル 30%
サマースラックス サマースカート	（サマースラックス及びサマースカートは、同じ素材で薄手の生地）
長袖ニットポロシャツ 半袖ニットポロシャツ	色：白 ニット素材 ポリエステル 90%・キュプラ 10%

【運動着】 乾きやすい素材

長袖シャツ	襟元ファスナーなし 胸に校章入りネームプレート 色：紺、黄の切り替えデザイン、白の細ライン ポリエステル 95%・綿 5%
トレパン	裾は絞り、ファスナーなし 色：紺、黄と白の細ライン ポリエステル 95%・綿 5%
半袖 T シャツ	胸に校章入りネームプレート 背中に学校名（英字）をプリント 色：濃紺 ポリエステル 90%・綿 10%
ハーフパンツ	トレパンと同じ色、ライン、素材

=== 新しいデザインの標準服・運動着 ===



標準服(冬服)



標準服(夏服)



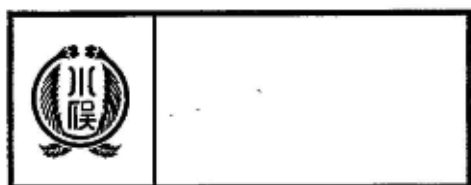
運動着



Tシャツ(バックプリント)

長袖シャツ・トレパン

Tシャツ・ハーフパンツ



80mm × 30mm

ネームプレート

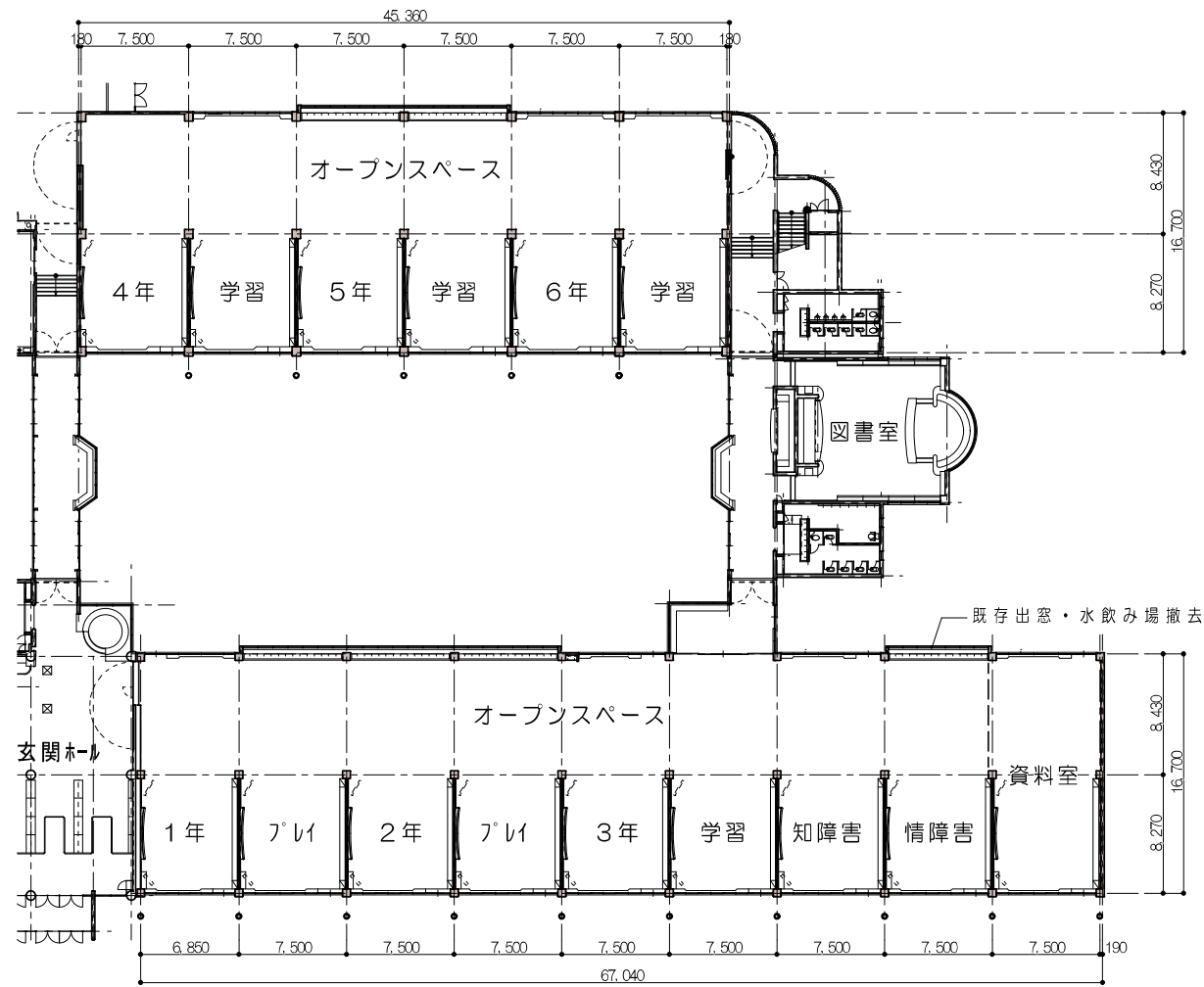


半袖Tシャツの背中プリント

■ 教室の再編成について

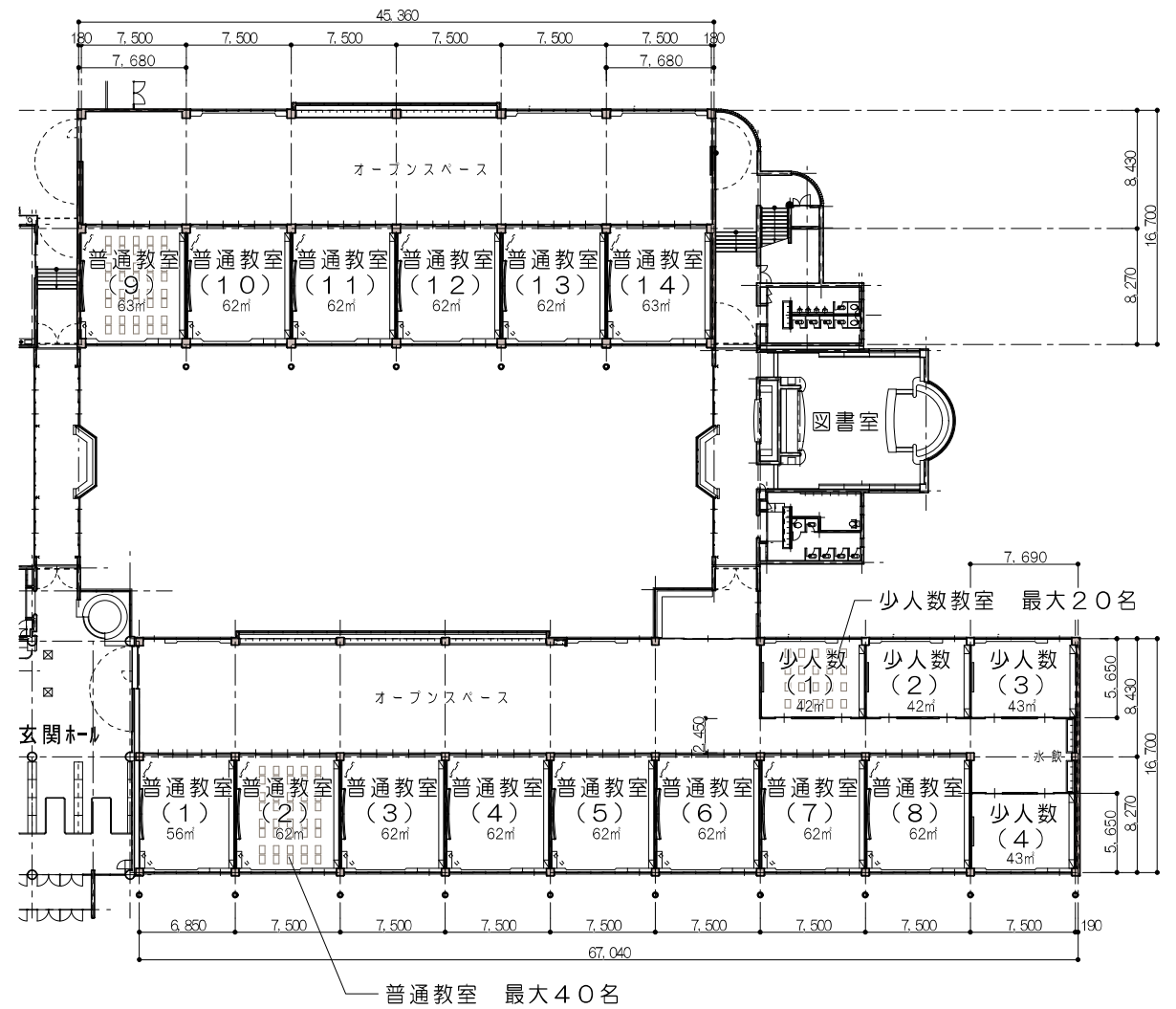
《現在》

普通教室 15室



《再編》

普通教室 14室 + 少人数教室 4室 計18室



【資料 2】

標準服・運動着検討部会

1 開催状況

第 1 回	令和 2 年 7 月 30 日	第 2 回	令和 2 年 8 月 21 日
第 3 回	令和 2 年 9 月 18 日	第 4 回	令和 2 年 10 月 15 日
第 5 回	令和 2 年 11 月 27 日	第 6 回	令和 2 年 12 月 18 日

2 部会名簿

No.	委員区分	氏名	所属等	備考
1	保護者代表	サトウ サトミ 佐藤 聡美	福田小学校PTA	副部長
2		ハシモト ジュンコ 橋本 純子	川俣小学校PTA	部長
3		カンノ ヒカル 菅野 光	富田小学校PTA	
4		ハヤシ マキ 林 真希	川俣南小学校PTA	
5		タカハシ チョコ 高橋 千代子	飯坂小学校PTA	
6		タケダ マイ 武田 真依	富田幼稚園PTA	
7		フルカワ ヒロコ 古川 弘子	川俣南幼稚園PTA	
8		タカハシ サトシ 高橋 聡	すみよし保育園保護者会	
9	教職員代表	ホツミ ヨウコ 穂積 洋子	福田小学校教諭	
10		キクチ チハル 菊地 千春	川俣小学校教諭	

参 考 資 料

川俣町小学校再編準備協議会規則

令和元年9月24日
川俣町教委規則第4号

(設置)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（平成6年川俣町条例第12号）第3条の規定に基づき、川俣町小学校再編準備協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 通学方法等に関する事。
- (2) 再編に向けた児童の交流に関する事。
- (3) 施設整備等に関する事。
- (4) その他再編に向けて必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校校長会の代表
- (2) 各小・中学校の保護者代表
- (3) 各幼稚園及び保育園の保護者代表
- (4) 各小学校区の地域代表
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要と認めたときは、委員以外の関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

川俣町小学校再編準備協議会 開催状況

回	開催日	協議・検討内容
1	令和元年11月28日(木)	○ 学校名等について
2	令和 2年 1月30日(木)	○ 施設改修について ○ 学校名等について ○ 標準服・運動着について
3	令和 2年 3月19日(木)	○ 学校名等について ○ 施設改修について ○ 標準服・運動着について
4	令和 2年 6月24日(水)	○ 標準服・運動着について ○ スクールバスの運行について
5	令和 2年 7月29日(水)	○ スクールバスの運行について ○ 駐車場について
6	令和 2年 9月24日(木)	○ スクールバスの運行について ○ 駐車場について ○ 登下校について
7	令和 2年11月30日(月)	○ 登下校(集団登校)について
8	令和 3年 4月30日(金)	○ 登下校について ○ 標準服・運動着の着用時期、デザイン等について

川俣町小学校再編準備協議会委員名簿

委員区分	No.	氏 名	所属等	備 考
①校長会	1	かみお 神尾 たかひろ 孝弘	福田小学校長	R2.4.1から
		おおうち 大内 まさゆき 雅之	〃	R2.3.31まで
	2	ほんな 本名 たけし 武	川俣小学校長	
	3	くまがい 熊谷 こうじ 幸司	川俣中学校長	
②保護者代表 (小・中)	4	くろさわ 黒澤 りょうた 良太	福田小学校PTA	
	5	いけだ 池田 よしひろ 義寛	川俣小学校PTA	
	6	ひらぎ 平城 よしはる 吉春	富田小学校PTA	
	7	さわだ 澤田 のぶき 伸基	川俣南小学校PTA	
	8	さいとう 齋藤 とおる 徹	飯坂小学校PTA	
	9	かんの 菅野 ひろむ 大望	川俣中学校PTA	副会長
③保護者代表 (幼・保)	10	わたなべ 渡邊 よしゆき 祥之	富田幼稚園PTA	
	11	かんの 菅野 りつこ 律子	川俣南幼稚園PTA	R3.4.30から
		さいとう 齋藤 あき 亜希	〃	R3.3.31まで
	12	みやもと 宮本 まこと 誠	すみよし保育園保護者会	
④地域代表	13	さとう 佐藤 ぜんきち 善吉	福田小学校区	
	14	さいとう 齋藤 ひろゆき 寛幸	川俣小学校区	
	15	わたなべ 渡邊 しんいち 眞一	富田小学校区	
	16	さとう 佐藤 たけじ 武二	川俣南小学校区	会長
	17	たかはし 高橋 とみお 富雄	飯坂小学校区	
⑤その他	18	くろさわ 黒澤 さきこ 沙希子	福田小学校PTA	
	19	はしもと 橋本 じゅんこ 純子	川俣小学校PTA	
	20	さいとう 齋藤 えみ 枝美	飯坂小学校PTA	